





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年8月16日(金) 第10224号

■ 目 次

	ページ
告示	
○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)	2
○家畜伝染病発生報告(農政課)	2
○特定計量器の定期検査の実施 (産業政策課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	3
公告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(戦略企画課)	4
○土地改良区役員の就任の届出 (農村整備課)	5
○土地改良区の定款変更認可(同)	6
○土地改良事業の工事の完了(同)	7
○建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取 (建築課)	7
監査委員公告	
○監査結果の公表	7
○監査結果に基づく措置状況	1 1
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(会計管理課)	1 5
○同(群馬産業技術センター)	1 7
○同 (病院局経営戦略課)	1 9

■ 告 示

◎群馬県告示第203号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ブチル-1H- インダゾール-3-カルボキシアミド (通称名ADB-5 Br-BUTINACA) 及びその塩類

 - (3) (2R, 3R) -2-(ベンゾ [d] [1,3] ジオキソール-5-イル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2-(ベンゾ [d] [1,3] ジオキソール-5-イル) -3-メチルモルフォリン(通称名3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine)及びそれらの塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

- 3 指定が効力を失う日令和6年8月17日
- 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第204号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似 患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和6年7月8日	邑楽町	法令殺

◎群馬県告示第205号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 渋川市及び北群馬郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又 は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和6年10月1日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	榛東村南部コミュニティセンター
令和6年10月3日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	吉岡町役場車庫棟
令和6年10月4日	午前10時~午前12時	吉岡町役場車庫棟
令和6年10月8日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市小野上行政センター
令和6年10月10日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市伊香保公民館
令和6年10月11日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市子持公民館
令和6年10月16日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市北橘行政センター
令和6年10月23日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市金島ふれあいセンター
令和6年10月24日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市赤城公民館
令和6年10月28日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和6年10月29日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市役所第二庁舎
令和6年10月30日	午前10時~午前12時 午後1時~午後3時	渋川市役所第二庁舎

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定 期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井字清水貝戸513番の4地 先から同郡同村大字同字同492番の9地先まで	令和6年8月23日 午前10時

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23 号)の適用を受けるものである。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 「湯けむりフォーラム2024」会場設営・宿泊調整等業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 2 参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、複数事業者による共同企業体として参加する 場合にあっては、(7)は共同事業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
 - (2) 破産宣告を受けて復権していない者でないこと。
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
 - (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支 店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経 営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」と いう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
 - (7) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき登録している国内旅行業者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部戦略企画課未来創 生室未来創生・官民共創推進係 電話 0 2 7 - 2 2 6 - 2 3 1 4 (ダイヤルイン) 電子メール senryakuka@ pref. gunma. lg. jp
- (2) 参加資格確認資料等の提出

ア 提出期限 令和6年8月30日(金)午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条

例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。 イ 提出場所 上記(1)に同じ。

- ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参により提出すること。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和6年9月17日 (火) 午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条 例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参により提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: Venue setup, accommodation coordination, etc. for "Yukemuri Forum 2024"
- (2) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2025
- (3) Deadline to submit application documentation by Email etc.: 30 August 2024, 5:00 p.m.
- (4) Deadline to submit proposal documentation by Email etc.: 17 September 2024, 5:00 p.m.
- (5) Proposal submission contact information: Strategy and Planning Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570 (TEL 027-226-2314 Japanese language only), Email address: senryakuka@pref.gunma.lg. jp

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事別	区分	役 員 氏 名	住 所
牛田川除	理事	再 任	小平利彦	藤岡市藤岡1545番地36
	冝	同	秋山隆志	同 本郷2257番地2
	同	同	秋山悟	同 同 2 2 6 2番地
	同	同	関口啓一	同 同 2 3 4 0番地
	同	同	北野千晴	同 川除7番地
	同	同	北野仁一	同 同 137番地2

同	同	北野正	同 同 1 4 0 番地
同	同	北野徹生	同 同 183番地
同	同	柴﨑久夫	同 同 1 8 5 番地
同	同	柴﨑裕	同 同 190番地2
同	同	柴崎一	同 同 195番地
同	同	北野謙二	同 同 202番地
同	同	中尾弘	同 牛田204番地2
同	同	品川久	同 同 3 2 2 番地 2
同	同	品川和英	同 同 3 3 6 番地
同	同	中尾浩明	同 同 3 4 5 番地 1
同	同	有我誠	同 同 364番地1
同	同	臼田一穂	同 同甲365番地
同	同	横山万寿雄	同 同 3 7 0 番地
同	间	品川芳春	同 同 3 9 0 番地
同	同	有我彰	同 同 393番地2
同	同	堀米正宏	同 同 3 9 5 番地
同	同	有我秀明	同 同 402番地
同	同	有我亘弘	同 同 4 0 7 番地
同	同	横山義明	同 同 5 6 1 番地
同	同	倉林隆	同 神田1018番地2
監事	同	柴﨑浩一	同 川除208番地
同	同	萩原渉	同 牛田68番地
同	同	倉林則和	同 同 4 0 3 番地
同	同	柳澤次男	同 同 4 1 8 番地

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により広瀬桃木両用水土地改良区の定款の変更 を令和6年8月8日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の 工事が完了したので公告する。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良事業の名称	地 区 名	工事完了年月日
県営農地中間管理機構関連農地整備事業	下江黒	令和6年3月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を 行う。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	申請建築物等 の建築予定地		申請建築物等 の建築の計画	申請建築物等の	申請建築物等の建築予	意見の聴取 の 日 時	意見の聴取 の 場 所
		主要用途	構 造 、規 模 及び延べ面積	建築制限 される理由	定地の用途地域の種類		
1	沼田市東原新町 字下原1451 -1 外58筆	物販業営店品売をむ舗	鉄骨造一部木造 平屋建 5632.00 ㎡	物営のる積1を第住(の域れで貼む用部の、超二居敷属)でいる売舗にの合うる中用のす制るでいるのが、が層域半地さ途をそす面が㎡が層域半地さ途をとす面が㎡が層域半地さ途	第二種中 層住居 地域、 種住居 地域	令和6年8 月27日 (火)10 時00分から	テラス沼田 4階 防災 会議室40 1 (沼田市下 之町 8 8

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果 を次のとおり公表する。

令和6年8月16日

群馬県監査委員 林 章 同 石 原 栄 一 大 和 勲 同 同 川野辺 達 也

1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づ く行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和4年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和5年5月31日まで) 令和5年度会計(令和5年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 地域機関等28機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨に のっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織 及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴 取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 2件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 4件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和6年5月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中部農業事務所 (令和6年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋土木事務所 (令和6年5月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和6年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和6年7月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和6年5月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部環境森林事務所 (令和6年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

西部農業事務所 (令和6年6月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和6年6月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和6年6月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和6年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和6年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和6年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和6年6月26日)	(注意事項) 群馬県県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、橋梁補修設計業務における電子成果品作成費の算定には「その他の設計業務」の計算式を用いることとされている。 当該機関は、発注した2件の橋梁補修設計業務委託の積算において、電子成果品作成費を「概略設計、予備設計又は詳細設計」の計算式で算定したため、業務価格がそれぞれ320,000円及び310,000円の過大積算となっていた。

(6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (令和6年7月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和6年7月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和6年7月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田環境森林事務所 (令和6年7月5日)	(注意事項) 群馬県環境森林部が行う工事等の積算で適用している「群馬県森林土木 設計書作成要領」及び「森林整備保全事業設計積算要領」では、共通仮設

	費の算出に当たっては地域補正として、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正を行うこととされている。 当該機関は、発注した県単治山事業等の2件の工事の積算において、施工地域を考慮した補正係数1.3として共通仮設費率の補正をすべきところを、補正係数を考慮せずに算定したため、工事価格がそれぞれ1,090,000円及び310,000円の過小積算となっていた。
利根沼田農業事務所 (令和6年7月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和6年6月19日)	(指摘事項) 当該機関は、立体橋補修工事について、令和4年度に受注者と基本協定及び年度協定を締結し、その基本協定書には、費用の支払時期、方法等は別途甲乙協議するものとされている。 当該機関は、本委託工事完成終了後、受注者から令和6年2月14日付けで支払期限を同年3月19日とした請求書を受領したが、支払期限を8日経過した同月27日に支払を行ったため、同年4月24日に延滞金106,171円を支払っていた。 (注意事項) 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。 当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した道路維持修繕事業において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が710,000円の過小積算となっていた。

(8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東部環境事務所 (令和6年5月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和6年6月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和6年7月5日)	(指摘事項) 群馬県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、間接工事費及び一般管理費等の算定において、2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとされている。 当該機関は、発注した4件の一般土木工事と管内一円工事の工種内容からなる河川維持補修業務の積算において、主たる工種である一般土木工事ではなく、管内一円工事の間接工事費率及び一般管理費等率で算定したため、業務価格がそれぞれ870,000円、1,070,000円、1,040,000円及び700,000円の過大積算となっていた。
館林土木事務所 (令和6年7月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 桐生みどり振興局

桐生森林事務所 (令和6年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和6年7月12日)	(注意事項) 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る 特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委 託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事 及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請 負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。 当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結 した測量設計業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料 に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が510,000円の過 小積算となっていた。

(10) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果		
上信自動車道建設事務所 (令和6年5月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。		
八ッ場ダム水源地域対策事務 所 (令和6年5月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。		

◎監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置につい て通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月16日

群馬県監査委員	林			章
司	石	原	栄	_
司	大	和		勲
同	川里	予辺	達	也

監査対	象 機 関	伊勢崎保健福祉事務所
監査結果の	公表年月日	令和6年2月16日(群馬県報第10174号)監査公表第3号
監 査 0	か 結 果	(指摘事項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条の母子福祉資金貸付金のうち、母子修学資金の貸付けについては母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領において修学に必要な貸付対象経費が定められており、修学先は学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限られるとされている(昭和54年8月2日児福第20号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)。 当該機関は、学校教育法に規定する高等学校等ではない修学資金に係る申請に対し、母子福祉資金貸付金(修学:高校)(3年分)1,476,000円の貸付けを決定し、令和3年度分の年額492,000円の貸付けを実行していた。
講じた	艺 措 置	当該事実が発覚した後、直ちに契約解除を行うとともに、実行済の貸付資金の返納を求める通知を発出した。 再発防止を図るため、貸付けの実行に際し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務取

| 扱要領等にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。

監査対象機関	農業技術センター
監査結果の公表年月日	令和6年2月16日(群馬県報第10174号)監査公表第3号
監査の結果	(指摘事項) 群馬県財務規則第55条第1項において、出納員又は分任出納員は、直接収納した 歳入金を即日指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。 また、同規則第220条において、生産物を生産したときは、生産物伝票(生産物収納決議票及び出納票)を起票することとされ、同規則第227条第2項において、生産物の売払いをするときは、生産物伝票(生産物売払決議票及び出納票)を起票し、これを行わなければならないとされている。 当該機関は、中山間地園芸研究センターにおいて、試験研究に供試し、調査終了後に発生したブルーベリーを、令和5年6月21日から7月27日までの間に代金と引換えに売り払い、合計20万円を受領したが、売払担当職員が売払代金を分任出納員に引き継いだのは、同年10月26日であった。 また、当該機関は、生産物伝票を起票しないまま、売払いを行っていた。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。

監査対象機関		西部教育事務所	
監査結果の公表年	月日	令和6年2月16日(群馬県報第10174号)監査公表第3号	
監査の結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第90条において、支出命令者は、資金を前渡して現金支払 る場合は、資金前渡職員を指定しなければならないとされている。 また、地方自治法第243条の2の2において、資金前渡を受けた職員はそ に係る現金を亡失したときは、損害を賠償しなければならないとされている。 当該機関は、所長を資金前渡職員に、次長を公共資金前渡職員に指定し、銀 通帳を管理していたが、人事異動による口座の名義変更及び印鑑登録を行わず 調査日(令和5年11月15日)現在において、当該口座名義が令和3年度当 員のまま使用していた。	
講じた措	置	現在の職員への口座の名義変更及び印鑑登録を行った。 再発防止を図るため、関係法令にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知を 図った。 今後は、人事異動に伴い変更が必要な事項について、複数の職員による確認を徹底 するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。	

の範囲内で前渡することができるとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された社会参加費について、事務調査日(令和5年12月5	監査対象機関	館林女子高等学校
群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の予定額の範囲内で前渡することができるとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された社会参加費について、事務調査日(令和5年12月5	監査結果の公表年月日	令和6年2月16日(群馬県報第10174号)監査公表第3号
17 30 EC 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	監査の結果	群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の予定額の範囲内で前渡することができるとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。

講	じ	た	措	置	当該社会参加費について、事務調査終了後速やかに、精算を行った。 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底す るよう職員に周知を図った。
					今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正 な事務処理の確保に努めることとした。

監查対象機関	安中総合学園高等学校
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第5号
監 査 の 結 果 (指摘事項) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第2条において、給料のに退職し、又は死亡した学校職員には、その際給料を支給するとされてい当該機関は、令和5年4月に死亡した学校職員の当月分給与について、に資金前渡職員口座に受け入れ、同日に遺族に支給すべきところ、同年9で支給しておらず、160日遅延していた。	
講じた措置	支給の遅延について遺族に謝罪するとともに、再発防止に向け、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の関係例規について、職員に再周知を図った。 また、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	東毛工業用水道事務所
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第5号
監査の結果	(注意事項) 群馬県企業局行政財産使用料徴収規程第2条の規定により、行政財産を使用する者は使用料を納付しなければならないとされており、使用料の額は、同規程第3条及び群馬県企業局行政財産使用許可事務取扱要領により算定することとされている。 当該機関は、令和2年1月27日付けで上空に特別高圧線を通過させる者に対し使用許可した土地について、使用料の算定が適正であったにもかかわらず、令和5年2月20日に算定に誤りがあるとして変更許可を行ったため、徴収した使用料の額が46,214円過大となっていた。
講じた措置	算定誤りのあった相手方について、再度使用許可を変更し、使用料の是正(過年度分34,896円を還付、令和5年度分11,318円を戻出)を行った。 今後は、群馬県企業局行政財産使用許可事務取扱要領の確認、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	県央第一水道事務所
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第5号
監査の結果	(注意事項) 群馬県企業局財務規程(以下「規程」という。)第132条の6において、契約を 締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならない とされている。また、規程第132条の7第1項各号のいずれかに該当する場合にお いては、契約書の作成を省略することができるとされている。 当該機関は、水質測定機器消耗品購入契約について、同項各号のいずれにも該当し ないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。
講じた措置	再発防止のため、群馬県企業局財務規程にのっとった事務処理を徹底するよう職員 に周知を図った。 また、契約締結時は契約書の作成が基本であるという認識の下、契約書の作成を省

略する場合は、その根拠を複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化に努める こととした。

監査対象機関	館林商工高等学校
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第5号
監 査 の 結 果 (注意事項) 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるの法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、こ契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財8条で定められており、財産の買入れにおいては160万円を超えないいる。 当該機関は、予定総額が1,755,600円(税込)の灯油購入にについて、令和5年10月30日付けで随意契約を締結したが、予定総によることができる予定価格の限度額を超えていた。	
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	桐生警察署
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第5号
監査の結果	(注意事項) 地方自治法第234条の2第1項において、普通地方公共団体が工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合、当該普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。 当該機関は、庁舎管理及び清掃業務委託契約において、令和5年2月分の実績報告について、必要な検査をせず、未実施の水質検査に係る委託料を支払っていた。
講じた措置	上記注意事項については、令和5年8月に未実施であることが判明したため、未実施分の委託料を契約相手方より徴収し過年度戻入を行った。 今後は、令和6年度分の庁舎管理及び清掃業務委託契約の仕様を見直し、契約の適正な履行を確保するために必要な監督及び検査を実施したい。

監査対象機関	下水環境課
監査結果の公表年月日	令和6年3月29日(群馬県報第10186号)監査公表第6号
監査の結果	(注意事項) 消費税法第30条第1項において、事業者が国内において行う課税仕入れについては、課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税の合計額を控除するとされており、同条第2項において、課税期間における課税売上高が5億円を超えるときは、同条第1項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額の合計額は、同条第2項に定める方法により計算した金額とするとされている。 当該機関は、令和4年6月に流域下水道事業に係る令和3年度消費税及び地方消費税の確定申告を行い、46,101,883円の還付を受けたが、工事請負契約等における前払金支出分に関して、控除対象となる課税仕入れに係る消費税額に誤りがあったため、令和5年10月に修正申告を行い、過大に還付を受けた42,729,800円を返納し、令和5年12月に延滞税1,002,800円を納付した。
講じた措置	再発防止を図るため、消費税及び地方消費税に関する地方公営企業特有の制度につ

いて情報収集を行い一層の理解を深めるとともに、チェック体制の強化を図ることとした。

また、国税当局との見解の相違が発生しないよう、申告に当たっては国税当局との相談を密に行うことにより、法令に基づいた適切な申告に努めることとした。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受けるものである。

令和6年8月16日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品・予定数量・納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
Canon LBP861C 用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス ア トナーカートリッジ(ブラック)(大容量) イ トナーカートリッジ(イエロー)(大容量) ウ トナーカートリッジ(マゼンタ)(大容量) エ トナーカートリッジ(シアン)(大容量) オ トナーカートリッジ(ブラック)(通常容量) カ トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量) キ トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量) ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量) ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量) ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量)	720本 275本 260本 292本 33本 10本 11本 41本	県庁内各課(室)、各種 委員会事務局

- (2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 入札方法 上記(1) の物品を入札に付する。入札書には、1本当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者である場合は(1) アからケまでのそれぞれの契約希望単価(消費税等抜きの単価)を、免税事業者である場合は(1) アからケまでのそれぞれの契約希望単価に110分の100を乗じて得た金額(円未満端数切捨て)を入札書に記載すること。また、当該金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額及び総合計金額を併せて記載すること(詳細は、入札書記載例による。)。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、 令和6年9月6日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月20日 (金)までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁 目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819 (ダイヤルイン)
 - (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.j p/portal/) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年8月16日(金)から同年9月20日(金)までの毎日。ただし、上記 (1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項 に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和6年10月1日 (火) 午前10時
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁22階22会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年9月30日(月)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「Canon LBP861C 用トナーカートリッジ及び回収トナーボックスの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める 書類を添付し、令和6年9月20日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、 開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じな ければならない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 有効な入札を行った入札者のうち、次の2つの条件を満たした者を落札者とする。 ア 各入札金額(単価)が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者 イ アの者のうち、総合計金額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最も 安価な者

なお、落札者となるべき者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (8) その他 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma
 - (2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Scheduled quantity	Date & time of bidding
Canon LBP861C toner cartridges & waste toner boxes: (i) Toner cartridge (black) (high capacity) (ii) Toner cartridge (yellow) (high capacity) (iii) Toner cartridge (magenta) (high capacity) (iv) Toner cartridge (cyan) (high capacity) (v) Toner cartridge (black) (normal capacity) (vi) Toner cartridge (yellow) (normal capacity) (vii) Toner cartridge (magenta) (normal capacity) (viii) Toner cartridge (cyan) (normal capacity)	720 275 260 292 33 10 11	October 1, 2024 at 10:00 a.m.
(ix) Waste toner box	41	

- (3) Contract method: Unit price contract
- (4) Fulfillment period: From contract day to March 31, 2025
- (5) For further details, please contact: Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23 号)の適用を受けるものである。

令和6年8月16日

群馬県立群馬産業技術センター所長 加 部 重 好

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 電力回生型充放電試験システム 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月28日(金)
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す ること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、 令和6年8月28日(水)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同年9月11日 (水)正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市 亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
 - (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年9月25日(水)午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第2 研修室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月20日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「電力回生型充放電試験システム入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和 6年9月11日(水)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの 間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等 (以下「製作仕様書等」という。)の図書を作成し、これを令和6年9月11日(水)までに上記3(1)の 場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するも のとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書 のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当 者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更 に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KABE Shigeyoshi, Director of Gunma Industrial Technology Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Regenerative Battery Charge/Discharge test system 1 set
- (3) Fulfillment period: By March 28, 2025
- (4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan)
- (5) Bidding deadline: Wednesday, September 25, 2024 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by September 20, 2024, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受けるものである。

令和6年8月16日

群馬県知事 山本一太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納 入 場 所
A重油JIS1種1号	リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 契約期間 令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価(小数第2位まで記載すること。)に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則 (平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。) 第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
 - (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
 - (5) 入札目において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
 - (6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁 目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当:飯酒盃 電話027-226-2713 (ダイヤルイン)
 - (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/) からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあっては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を 受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年8月16日(金)から同年9月11日(水)までの毎日。ただし、上記 (1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年9月17日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。 ア 申請書等の提出期限 令和6年9月11日(水)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、 封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年9月26日(木)午前10時 群馬県庁14階141会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月25日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った 者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1): 793,000L
- (3) Bidding deadline: September 26th, 2024 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by September 25th, 2024 at 4:00 p.m.)
- (4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713(Japanese language only)

每週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111